

令和 5 年 4 月 1 8 日

保 護 者 様

岐 阜 市 教 育 委 員 会

## 令和 5 年度 就学援助について（お知らせ）

### ～多くの方にご利用いただけるようになりました～

岐阜市では、小中学校に通うお子さんの就学に必要な費用にお困りの世帯を対象に、学用品費、給食費などを援助する制度を設けています。昨年度から制度見直しにより所得制限を緩和し、より多くの方にご利用いただける制度になりました。

#### 【支給対象費用】（今後、申請が認定された場合）

|                                                      |            |
|------------------------------------------------------|------------|
| 学用品費、通学用品費、自転車保険料分（許可者のみ）                            | 定額支給       |
| 新入学児童生徒学用品費（小 1 ・小 6 のみ）※                            | 定額支給       |
| 校外活動費、P T A 会費、卒業アルバム代等<br>生徒会費（中学校のみ）、クラブ活動費（中学校のみ） | 実費支給（上限あり） |
| 修学旅行費、給食費                                            | 実費支給       |

#### ※新入学児童生徒学用品費の支給時期について

|     | 支給時期             | 学年  | 対象となる世帯                                    |
|-----|------------------|-----|--------------------------------------------|
| 小学校 | 入学後に支給<br>（8 月末） | 小 1 | 入学当初に就学援助申請を行い、認定された世帯<br>※認定結果は 7 月に通知します |
| 中学校 | 入学前に支給<br>（2 月中） | 小 6 | 小 6 の 11 月までに就学援助申請を行い、認定された世帯             |

#### 【申請の方法】

##### ★申請前にご注意ください。

税の申告をしていない方は就学援助の審査ができません。所得がない方（税法上の扶養に入っている場合は除く）も申告が必要です。就学援助申請前に税の申告を必ず済ませてください。

★申請書は学校にあります。就学援助を希望される方は、各学校から申請書をもらい、必要事項を記入の上、各学校へ提出してください。申請書のほか、申請理由に応じた書類の提出が必要です（申請書とともにお渡しする「申請理由別添付書類一覧表」でご確認ください）。

★前年度申請した方も、今年度に改めて申請が必要です。

★年度途中でも申請できますが、原則、申請された月からの認定となり、支給されない費用がある場合もあります。日にちをさかのぼっての支給はできません。

裏面もお読みください

## 【対象となる世帯】…次の（１）又は（２）に該当する場合

### （１）所得が低い世帯

- ・前年の所得（収入から必要経費を控除した後の金額）が低い、又は、急激な収入減となった方

★所得制限の目安は、世帯全員の合計所得であり、現在の家族構成、年齢などによって異なります。

＜対象となる所得の目安（例）＞

| 家族数   | 2人家族        | 3人家族               | 4人家族                 | 5人家族                    |
|-------|-------------|--------------------|----------------------|-------------------------|
| 家族構成  | 親(35歳)子(9歳) | 親(35・38歳)<br>子(9歳) | 親(35・38歳)<br>子(9・7歳) | 親(35・38歳)<br>子(13・9・7歳) |
| 所得制限額 | 238万円程度     | 314万円程度            | 374万円程度              | 442万円程度                 |

### 【確認の方法】

お手持ちの①又は②が所得額（収入がある世帯全員分の①又は②の合計額）になります。

- ①「令和4年分 給与所得の源泉徴収票」の給与所得控除後の金額（調整控除後）
- ②「令和5年度市民税・県民税 税額決定通知書」の総所得金額

### （２）次のいずれかに該当する世帯

- ・生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- ・市民税の非課税又は減免（家族全員）
- ・個人事業税の減免
- ・固定資産税の減免（家屋新築による減額などの軽減措置は除く）
- ・国民年金保険料の免除（一部免除を含み、家族全員が免除）
- ・国民健康保険料の減免又は減額
- ・児童扶養手当の支給（児童手当、特別児童扶養手当とは異なります）
- ・生活福祉資金の貸付を受けている
- ・職業安定所登録日雇労働者

### 【その他】

★年度当初の審査結果は、7月中旬頃に学校を通じて、又は郵送でお知らせします。

★就学援助費の支給時期は、8月末、2月中旬～下旬、翌年度5月頃です。夏休み前に実施した校外活動・修学旅行分は9月末に支給します。なお、振込み時、すでに納付すべきこととなった学校納入金で3ヶ月以上の未納がある場合は、学校長への振込みとなります。

★就学援助は学校の集金を免除するものではないため、学校の集金は必ず支払ってください。

★詳しくは、岐阜市教育委員会 学校安全支援課 学事係 ☎（０５８）２１４－２３１６ 又は、各学校へお問い合わせください。



岐阜市 HP（就学援助案内ページ：ページ番号 1003894）⇒